



豊監公表第14号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

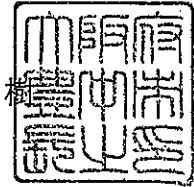
令和元年（2019年）12月5日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	白岩正三
同	中野宏基

令和元年(2019年) 11月8日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁 様



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成31年1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
市民協働部コミュニティ政策課	<p>◆市民公益活動推進助成金について</p> <p>市民公益活動推進助成金の初動支援コース助成金を過去に受けた団体について、現在何をしているのか、収益事業を組み込んでいるのかなどを調査し公表されたい。このことにより、他の活動団体の参考とし、また、今後の効果的な助成金の交付の検討材料とされたい。</p>	<p>市民公益活動推進助成金の交付を受けた団体について、活動の継続状況や収益事業実施の有無をインターネット情報等から調査し、その結果を市ホームページ(トップページ&gt;まちづくり・環境&gt;市民公益活動・地域自治&gt;市民公益活動(NPO・協働)&gt;市民公益活動推進助成金制度)において、「市民公益活動推進助成金交付団体の活動状況」としてまとめ、令和元年(2019年)10月から公表した。今後の助成制度の効果的な運用に活用するとともに、他の活動団体の参考となるよう、適宜、公表する。</p>